

## 糸魚川市駅北大火被災者説明会

日時：平成 29 年 1 月 13 日（金）

午前 10 時～

場所：ヒスイ王国館 2 階大ホール

### 1 開 会

### 2 市長あいさつ

### 3 市からの説明

(1) 被災者生活再建支援制度について

(2) がれき処理の負担について

(3) 復旧・復興にかかる市の方針について

(4) その他

### 4 質疑、意見交換

### 5 閉 会

## 被災者生活再建支援制度による 支援金の支給を受けるための手引

平成 29 年 1 月  
糸 魚 川 市

平成 28 年 12 月 22 日に発生した糸魚川市駅北大火において、居住する住宅が被災し、生活基盤（住宅）に著しい被害を受けた世帯の皆様には、心からお見舞い申し上げます。

このたび住宅に被害を受けた世帯の皆様を対象とする被災者生活支援金（以下「法支援金」と表記します。）制度が適用されることになりました。

法支援金及び県・市の支援金支給の対象となるのは、「現に居住のために使用している住宅」に一定以上の被害のあった世帯のみです。

この制度の概要と支給対象の判断基準は次のとおりです。

### 1 制度の概要

法支援金には、基礎支援金と加算支援金の 2 種類、県・市の支援金には、基礎支援金の 1 種類があります。

#### (1) 基礎支援金

住宅の被害程度と世帯の区分により次の支援金が支給されます。

(単位：万円)

区分	世帯構成	法制度	県・市の制度	合計
		基礎支援金	基礎支援金	
全壊（全焼） または解体	2人以上	100.0	100.0	200.0
	単身	75.0	75.0	150.0
大規模半壊 （大規模半焼）	2人以上	50.0	50.0	100.0
	単身	37.5	37.5	75.0
半壊 （半焼）	2人以上	—	50.0	50.0
	単身	—	37.5	37.5

※ 住宅が「半壊」または「大規模半壊」のり災証明を受け、住宅の敷地内に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「解体」として、「全壊」と同等の支援が受けられます。

## (2) 加算支援金

「住宅の建設(建替)または購入」、「被災住宅の補修」、「賃借」の3つの再建方法をとった場合に、住宅の被害程度と世帯の区分により次の支援金が支給されます。

(単位：万円)

区分	世帯構成	法制度		
		加算支援金		
		建設・購入	補修	賃借
全壊 解体 大規模半壊	2人以上	200.0	100.0	50.0
	単身	150.0	75.0	37.5
半壊	2人以上	—	—	—
	単身	—	—	—

## 2 支援金が支給される被災者等

この制度で支援金の支給を受けることのできる世帯とは、被害を受けた住宅に実際に住んでいた世帯です。その住宅の所有者であるかどうかを問いません。

また、アパートや貸家が被害を受けた場合は、その入居者が申請人となり支援金の請求を行い、支援金の支給を受けます。

※ 次の方は、この制度による支援金を受けることはできません。

- (1) アパートや貸家の所有者(大家さん)
- (2) 自己所有の住宅が被害を受けても、実際にその住宅に住んでいなかった場合(空き家)
- (3) 単数(単身)世帯の方が、支給を受ける前(申請後の場合も含む。)に亡くなった場合

※ 申請書は、市での受付後、新潟県を經由して、本制度の実施機関である「公益財団法人道府県会館被災者生活再建支援基金部(被災者生活再建支援法人)」に郵送され、同法人において申請書の内容の審査を行い、支給金額を決定し、指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。

なお、申請内容について確認が必要な場合は、財団法人道府県会館から問合せさせていただく場合があります。

### 3 り災証明書の交付等について

この制度の適用を受け支援金の支給を受けるには、申請書に「り災証明書」の添付が必要になります。

【り災証明書】・・・今回のり災証明は、この制度による支援金の申請のためのもので、被害を受けた世帯の構成と住宅の損害程度を市（市長）が証明するものです（これから交付します。）。

【被災証明書】・・・火災による建物等の焼き損害程度を市（消防長）が証明するものです（交付済みです。）。

### 4 支援金の支給申請を行う際に申請書以外に必要な書類

支援金の支給申請には、この制度で定められた様式の申請書（法制度、県・市の制度どちらも）の提出が必要ですが、申請書に添付していただくいくつかの書類があります。

#### 【基礎支援金の申請をする場合】

(1) り災証明書……………市が発行したもので、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」のいずれかが被害程度として記載されていることが必要

(2) 住民票……………世帯全員のもの(世帯主を表示したもの)

※ 当日、無料で交付します。

(3) 預金通帳……………支援金を振込む口座の通帳（世帯主の方の口座）

※ 銀行、ゆうちょ銀行どちらも可

※ 受付担当（市役所）でコピーを取らせていただきます。

(4) り災証明書の判定が「大規模半壊」または「半壊」で住宅の解体などにより支援金の申請をする場合

ア 滅失登記簿謄本……………解体した住宅が登記建物である場合は、法務局への滅失登記の申請を行い、登記済になってから滅失登記簿謄本を提出してください。

イ 解体証明書……………「解体証明願」は支援金の申請窓口を用意してあります。解体が済んでから、支援金の申請書類とあわせて提出してください。

※ アまたはイのいずれかの書類一つで結構です。

(5) 身分証明書……………本人確認が必要ですので、運転免許証、保険証、マイナンバーカード等のいずれかをお持ちください。

#### 【加算支援金の申請をする場合】

契約書等の写し……………住宅の建設、購入、補修または賃貸等の契約書

#### 【基礎支援金・加算支援金共通】

申請者の条件（被災家屋の住所に住民登録をしていなかった場合）によっては、上記以外の書類（居住証明書等）を提出していただく場合があります。

## 5 支援金の支給申請ができる期間

支援金の支給申請は

- (1) 基礎支援金 平成 29 年 1 月 22 日から平成 30 年 1 月 21 日まで  
(災害発生の日から 13 か月間)
- (2) 加算支援金 平成 29 年 1 月 22 日から平成 32 年 1 月 21 日まで  
(災害発生の日から 37 か月間)

り災証明書の発行、支援金の申請

○平成 29 年 1 月 22 日 (日)

- 会 場 市役所 1 階 市民ホール
- 受 付 午前 9 : 30 から午後 5 : 00 まで  
午前・・・本町にお住まいだった方  
午後・・・大町にお住まいだった方

○平成 29 年 1 月 23 日 (月) から 27 日 (金) まで

- 会 場 市役所 1 階 市民ホール
- 受 付 午前 9 : 00 から午後 5 : 00 まで

○平成 29 年 1 月 30 日 (月) 以降

- 会 場 市民課
- 受 付 午前 9 : 00 から午後 5 : 00 まで

## 6 申請にお持ちいただくもの

- (1) 印鑑 (認印)
  - (2) 支援金支給申請書 (法制度、県・市の制度どちらも)
  - (3) り災証明申請書 ※り災証明書は当日無料で交付します。
  - (4) 住民票 (世帯全員のもの<世帯主を表示したもの>) ※無料で交付します。
  - (5) 預金通帳 (世帯主の方の口座)
  - (6) その他添付書類 (被災家屋の住所に住民登録をしていなかった場合などの居住証明書等)
  - (7) 身分証明書 (運転免許証、保険証、マイナンバーカード等)
  - (8) 解体証明書等 (「大規模半壊」または「半壊(その他)」の住宅を解体した場合)
- ※ 「半壊」に該当する場合は、(2)については、県・市の制度のみ必要です。  
※ (6)、(8)は該当される方のみ添付いただきます。

### 【お問合せ先】

糸魚川市役所 〒941-8501 糸魚川市一の宮 1 丁目 2 番 5 号  
電話 025(552)1511 (代表)  
り災証明書に関すること・・・市民課 固定資産税係  
生活再建支援金に関すること・・・福祉事務所

# り災証明申請書

糸魚川市長 様

※太線内を記入してください。

平成 年 月 日

担当者

申 請 者	住所					
	現在の連絡先				TEL ( )	
	氏名			り災者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
り 災 者	住所 (※申請者がり災者の場合は記入不要)					
	氏名 (※申請者がり災者の場合は記入不要)					
り災世帯の 構 成 員	氏 名	続 柄	氏 名	続 柄	氏 名	続 柄
		世帯主				
り災場所等 (アパート等 の名称、室番 号も記入して ください。)	糸魚川市					
	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅		<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 (所有者住所 氏名 ) <input type="checkbox"/> 貸家			
り 災 程 度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊			整理番号		
り 災 原 因	平成 28 年 12 月 22 日発生 の 糸魚川市 駅北大火 による。					

※本人、親族以外の方が申請者の場合は、下記委任状に記入してください。

委 任 状		平成 年 月 日
糸魚川市長 様		
上記申請者 _____ にり災証明書の請求・受領について委任します。		
住 所		
委任者		
氏 名		印

### 市確認欄

本人 確 認 欄	<input type="checkbox"/> 住基	<input type="checkbox"/> 住基カード	<input type="checkbox"/> 発行された証明書の内容に同意して、 り災証明書を受領しました。  <input type="checkbox"/> り災証明書の内容について、市が確認 することに同意します。
	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 外国人登録証	
	<input type="checkbox"/> 保険証	<input type="checkbox"/> 納税通知書	
	<input type="checkbox"/> 職員による確認	<input type="checkbox"/> その他 ( )	

被災者生活再建支援金支給申請書

平成 年 月 日

被災者生活再建支援法人  
公益財団法人 都道府県会館理事長 殿

被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名

支給番号
------

〔世帯主以外の方が申請する場合はその理由：〕

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

①単数世帯、複数世帯の別を○で囲んで下さい（ 単数 ・ 複数 ）

②世帯主の氏名

	よみがな	
--	------	--

③被災した住宅の住所

〒
---

II 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい

現在の住所	〒
電話番号	( )

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい

金融機関名		支店名等			種別		口座番号					
					普通・当座・その他							
ゆうちょ銀行	記号					番号						

IV 住宅の被害状況を○で囲んで下さい（被災日：平成 年 月 日）

被害状況 (全壊・半壊解体・敷地被害解体 ・大規模半壊・長期避難)	〔半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：〕
---	------------------------

V

(1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。  
 (初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままで結構です。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
全壊	100万円	75万円	/		住民票 預金通帳の写し
解体(半壊・敷地被害)	100万円	75万円			罹災証明書
長期避難	100万円	75万円			その他( )
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
					申請額(A-B) : _____ 万円

(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
建設・購入	200万円	150万円	/		契約書の写し
補修	100万円	75万円			その他( )
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5万円			50万円
					申請額(C-D) : _____ 万円

注1) 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んで(その他の場合は書面名も記入して)ください。  
 注2) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

市区町村役場記入欄
(災害名) _____ _____



様式第1号 (第4条関係)

糸魚川市駅北大火被災者生活再建支援金交付申請書

年 月 日

糸魚川市長 様

住 所

氏 名



電話番号

(世帯主以外の方が申請する場合は、その理由： )

糸魚川市駅北大火被災者生活再建支援金交付要綱第4条の規定により、被災者生活再建支援金の交付を申請します。

1 被災世帯 (世帯に属する人の総数： 人)

フリガナ 氏 名	続柄	フリガナ 氏 名	続柄
	世帯主		
被災した住宅の 所在地	〒		
現在の居住地	〒		
電 話 番 号			
メールアドレス			

2 振込先金融機関(申請者本人名義の口座を記入してください。)

金融機関名		支店名	
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

3 住宅の被害状況

全壊(解体を含む)     大規模半壊     半壊

4 生活再建の場所

被災後、生活を再建し、自立した生活の開始を予定する場所はどこですか。

新潟県内     新潟県外

5 交付申請額

支援金	住宅の被害の程度に応じて支給する支援金	円
-----	---------------------	---

## 糸魚川市駅北大火で被災した家屋等のがれき処理の負担について

災害救助法が適用された大規模な火災により被災した家屋等のがれき処理を迅速に進めるため、次によりがれき処理を実施します。

変更後	当初
<p><b>1 市による処理</b> 市が所有者の同意を得て、所有者に代わって、がれき処理を実施</p> <p>(1) 対象家屋 今回の火災で被災した、個人又は中小企業者が所有する木造の家屋等（住宅・店舗・事務所など）</p> <p>(2) 実施範囲 ① 対象家屋の基礎部分を除くがれき ② <u>①を実施した後、基礎部分の撤去等に伴うがれき</u></p> <p>(3) 負担金 市による、がれき処理にかかる所有者の負担金の額は、<u>0円とする。</u></p> <p><b>2 所有者による処理</b> 所有者のがれき処理等（<u>家屋の焼損、水損部分に係る解体を含む。</u>）にかかる経費を補助</p> <p>(1) 対象家屋 今回の火災で被災した、個人又は中小企業者が所有する家屋等（住宅・店舗・事務所など）</p> <p>(2) 対象経費 ① 非木造の家屋等のがれき処理等に伴う経費 ② 木造の家屋等のがれき処理等に伴う経費</p> <p>(3) 補助額 <u>がれき処理等に要した経費の100%を市が補助する。ただし、国の補助対象とならない費用については、がれき処理等に要した経費から、火災保険等で補填される額を差し引いた金額の80%を市が補助する。</u></p> <p>(4) 申請手続 <u>がれき処理等の申請手続については、別途個別に協議させていただきます。</u></p>	<p><b>1 市による処理</b> 市が所有者の同意を得て、所有者に代わって、がれき処理を実施</p> <p>(1) 対象家屋 今回の火災で被災した、個人又は中小企業者が所有する木造の家屋等（住宅・店舗・事務所など）</p> <p>(2) 実施範囲 対象家屋の基礎部分を除くがれき</p> <p>(3) 負担金 市による、がれき処理にかかる所有者の負担金の額は、<u>処理に要する経費の20%以内</u> <u>負担金額 = 延床面積(m<sup>2</sup>) × 1,200円/m<sup>2</sup> 以内</u></p> <p><b>2 所有者による処理</b> 所有者のがれき処理等にかかる経費を補助</p> <p>(1) 対象家屋 今回の火災で被災した、個人又は中小企業者が所有する家屋等（住宅・店舗・事務所など）</p> <p>(2) 対象経費 ① 非木造の家屋等のがれき処理等に伴う経費 ② 木造の家屋等のがれき処理等に伴う経費 ③ <u>市による処理を実施した後の、基礎等の撤去等に伴う経費</u></p> <p>(3) 補助額 <u>がれき処理等に要した費用から、火災保険等で補填されるものを除いた合計金額の80%を市が補助</u></p>

# 糸魚川市 駅北大火の復旧・復興に向けた考え方

## 1 基本方針

- (1) 被災者の早期の生活再建と被災事業者の事業復興を最優先に取り組む。
- (2) 被災地域を含めた中心市街地を火災や災害に強く、活力に満ちた新たなまちに再生することを目指す。

## 2 都市基盤再生の方向

- (1) 火災や災害に強いまちづくり  
土地区画整理事業などにより集約的な土地利用を推進し、狭小宅地を解消するとともに道路網及び防災公園等の整備による災害に強い市街地の再構築を進める。
- (2) 中心市街地として賑わいのあるまちづくり  
昔からの街並みのイメージを残しつつ、新しい都市機能を融合させ、快適で利便性の高い、賑わいのあるまちづくりを進める。
- (3) 復興計画の策定  
前述の(1)及び(2)を踏まえ、さらに人口減少、高齢化に対応するまちづくりの視点も含めて復興計画を策定する。

## 3 組織体制

- (1) 市の組織（平成 29 年 2 月 1 日を予定）
  - ① 新たに復旧・復興担当の副市長を配置する（国からの派遣を要請）。
  - ② 復旧復興業務を専属して所管する（仮称）復興推進課を新設する。
  - ③ 新たな組織に国、県等からの職員の派遣を要請する。
- (2) 市街地再生に係る関係者による検討組織  
被災地域等の地元関係者及び専門家等で組織する復興計画の協議組織を設置したい。

# これからの「まち」づくり



平成 29 年 1 月  
糸魚川市



## いままでの「まち」の特徴

### 建物

- ・狭い敷地に木造住宅が密集している
- ・一つ一つの建物の形は細長かったり入り組んだりしている
- ・昔ながらの建物が多く、現在の基準（建築可能な建物面積・耐火・耐震等）を満たしていない

建替の場合、今までの広さの建物が建てられない場合があります。

### 道路

- ・狭い
- ・緊急車両が通りにくい
- ・効率的な消防活動が難しい
- ・避難経路の確保が難しい

### 住民の結びつき

- ・深い結びつきがあり、コミュニティーが形成されている



## これから目指す新たな「まち」は



災害に強く  
昔ながらの賑わいと  
異世代が活発に  
交流するまち

災害に  
強いまち

集約的な土地利用を行い、道路が広く消防用設備などが整備されたまち

活力と賑わい  
のあるまち

昔ながらの町並みを残しながら快適で利便性の高いまち

高齢者も若者も  
生活しやすい  
まち

住民が地域活動に積極的に取り組み、住民自治を推進するまち

## 復興に向けて まちづくり が必要と考えております

糸魚川市は、被災地域を含めた中心市街地を災害に強く活力に満ちた新たなまちに再生することを目指し、さまざまなことについて検討中です。

市民の皆さんの色々なご意見、ご意向をお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

## 住宅・店舗・事業所再建に関する意向調査を実施します

・調査期間 1月16日(月)から1月22日(日)

※電話により調査の方法(訪問させていただくか、市役所等においていただくか等)の希望をお聞きします。

・内 容 ①被災前の建物・土地について(自己所有、借地等)  
②住宅・店舗・事業所の再建について(再建希望等)  
③その他心配なこと

※ご意向がまとまっていなくても、現時点でのお考えをお聞かせください。

・問合せ先 糸魚川市役所 TEL 025-552-1511(代表)

・住宅関係 建設課 建築住宅係

・店舗・事業所関係 商工農林水産課 企業支援室

## 市役所での相談窓口 TEL025-552-1511 代表

### ○住宅関係

期間 1月16日(月)から当分の間

※1月中は土、日曜日も実施

会場 建設課窓口

受付 午前9:00から午後5:00まで

内容 住宅の再建など

担当 建設課 建築住宅係

### ○店舗・事業所関係

期間 1月16日(月)から当分の間

※1月中は土、日曜日も実施

会場 商工農林水産課窓口

受付 午前9:00から午後5:00まで

内容 仮設店舗の設置など

担当 商工農林水産課 企業支援室

### ○がれき処理関係

担当 環境生活課 環境係

### ○被災者生活再建支援制度

り災証明書の発行、支援金の申請 関係

期間 1月22日(日)

会場 市役所1階 市民ホール

受付 午前9:30から午後5:00まで

午前…本町にお住まいだった方

午後…大町にお住まいだった方

期間 1月23日(月)から27日(金)まで

会場 市役所1階 市民ホール

受付 午前9:00から午後5:00まで

期間 1月30日(月)以降

会場 市民課窓口

受付 午前9:00から午後5:00まで

担当 り災証明書…市民課 固定資産税係

生活再建支援金…福祉事務所

# 住宅再建意向調査聴取票

聴取日時	平成 2 9年 月 日 ( )	時 分 ~	時 分
聴取場所			
相手氏名			
対応職員			

家屋所有区分	持 家			
	借 家			
	その他 ( )			
土地所有区分	自己所有			
	借 地			
	貸 主 名		連 絡 先	
	貸主住所			
住宅再建意向	被災前と同じ場所に再建したい			
	同じ場所でなくても良いが、再建したい 駅北地区・駅南地区・その他 ( )			
	再建しない <input type="checkbox"/> 市内の公営住宅に入居したい 美山・田伏・梶屋敷・奴奈川・その他 ( )			
	<input type="checkbox"/> 民間の賃貸住宅に入居したい 駅北地区・駅南地区・その他 ( )			
	<input type="checkbox"/> その他 ( )			
	未定理由			
	その他 (具体的に)			
再建希望時期	( ) 年以内・その他 ( )			

住宅再建に関する心配なことはありませんか。

住宅以外のことで心配なことはありませんか。



# 糸魚川市駅北大火による被害を受けられた方へ (糸魚川税務署からののお知らせ)

糸魚川市駅北大火により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

糸魚川市駅北大火により被害を受けた場合には、次のような申告・納税等に係る手続等がありますので、糸魚川税務署へご相談ください。

- 1 災害により申告・納税等とその期限までにできないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その災害等のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限の延長を受けられる場合があります。
- 2 災害により財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けられる場合があります。
- 3 災害により、住宅や家財などに損害を受けられた方は、雑損控除又は災害減免法の適用により、平成28年分の所得税等の全部又は一部が軽減される場合があります。  
裏面の判定表に沿って、ご自身がどのケースに該当するか判定してください。
- 4 災害により、商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの事業用資産などに損害を受けた場合の損失額は、必要経費に算入され、一定の条件に該当する場合には、その損失額を翌年以後3年間にわたり、一定の方法により繰り越すことができます。また、災害等により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は適用を受けることの必要がなくなった場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること、又は適用をやめることができる場合があります。

なお、糸魚川税務署では、電話によるご相談・事前予約制による個別の申告相談をお受けしています。

電話又は事前予約制の個別相談の際は、次の書類をご用意ください。

- ① 被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの（建物の請負契約書等）
- ② 被害を受けた家屋の取得価額が分からない場合は、その面積が分かるもの（登記事項証明書等）
- ③ 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの（請求書、領収書等）
- ④ 被害を受けたことにより受ける保険金等の金額が分かるもの（保険金の支払通知書等）
- ⑤ 糸魚川市から「被災証明書」の交付を受けている場合には、その証明書
- ⑥ 所得金額の計算に必要な書類（給与所得者の場合には「給与所得の源泉徴収票」）

## [電話による相談又は事前予約のお問合せ先]

糸魚川税務署

住 所 糸魚川市東寺町1丁目3番40号

電話番号 0570-020-041

高田税務署内申告書等集中処理担当部署（糸魚川税務署個人課税部門）

受付時間 午前8時30分から午後5時まで（土日、祝日を除きます。）

なお、事前予約の際は面接日時、お名前、ご住所、ご相談内容等をお伺いいたします。

◎ 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) には、災害により被害を受けた場合の申告・納税等に係る手続等を掲載しています。



# 平成28年分の雑損控除等の適用に関する判定表

雑損控除の詳しい計算等については、リーフレット「糸魚川市駅北大火により被害を受けた方へ（所得税及び復興特別所得税の全部または一部の軽減）」を参照してください。

次の雑損控除又は災害減免法のいずれか（又は両方）に該当しますか？

## 雑損控除

次の計算の結果、①または②のいずれか（又は両方）に金額がありますか？（0又はマイナスは該当しません。）

住宅及び家財等 <sup>(※1)</sup> の損失額	－	保険金等で補填される金額 <sup>(※2)</sup>	－	所得金額の10分の1	= ①
災害関連支出 <sup>(※3)</sup> (災害により滅失した住宅・家財を除去するために費用等)				－	5万円 = ②

### ※1 雑損控除の対象となる「主な資産」

住宅、門、塀、家財（家具、什器、衣類、書籍、家電品、1個又は1組の価格が30万円以下の貴金属・書画・骨董・美術工芸品等）、車両、墓石等。

※2 被災者生活再建支援法に基づき支給された被災者生活再建支援金については、住宅及び家財等の損失額から差し引きません。

### ※3 雑損控除の対象となる「災害関連支出」

イ 被災資産の取壊し・除去のための支出

ロ 被災資産を使用できるようにするための支出で、災害のやんだ日の翌日から1年以内に支出した  
①土砂その他障害物を除去するための支出、②原状回復のための支出（被災資産の損失額に相当する部分を除きます）、③損壊防止のための支出

（注）原状回復の支出は、住宅の修繕費（住宅の損失相当額を除きます）費用などが該当します。

ハ 被害の拡大・発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出

※4 上記「災害関連支出」で、平成29年3月15日までに支出したのものについても、平成28年分の雑損控除となる場合があります。

## 災害減免法

住宅又は家財に受けた損害額が、その価額の2分の1以上、かつ、平成28年分の所得金額が1,000万円以下ですか？

はい

給与等の支払いを受ける際、所得税等を源泉徴収されていますか？

※ 源泉徴収票等の「源泉徴収税額」欄を確認してください。

いいえ

いいえ

はい

確定申告が必要な方ですか？

※雑損控除等を適用する前で判定してください。

はい

いいえ(注)

確定申告していただくことで、所得税等が還付となる場合や所得税等の全部又は一部を軽減することができる場合があります。

※ 事前に電話相談又は相談日時等を予約した上で、個別の申告相談をお受けしています。

原則として、申告手続は必要ありません。

（注） 確定申告が必要な方でない場合でも、雑損控除の金額について、その年分の所得から控除しきれない金額がある場合は、確定申告することにより翌年以後3年間繰り越して各年分の所得金額から控除することができます。

# 糸魚川市駅北大火により被害を受けられた方へ (所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減)

## 1 所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税及び復興特別所得税の全部又は一部を軽減することができます。これら2つの方法には、次のような違いがあります。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法								
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失が対象となります。	災害による損失が対象となります。								
対象となる資産の範囲等	住宅及び家財を含む生活に通常必要な資産が対象となります。 (棚卸資産や事業用固定資産、山林、生活に通常必要でない資産(※1)は対象とはなりません。)	住宅及び家財が対象となります。 (損害金額(※2)が住宅又は家財の価額の2分の1以上であることが必要です。)								
控除額の計算又は所得税及び復興特別所得税の軽減額	控除額は次の〈イ〉と〈ロ〉のうちいずれか多い方の金額です。 〈イ〉 損害金額(※2)－所得金額の10分の1 〈ロ〉 損害金額(※2)のうちの災害関連支出の金額－5万円 注：「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用や豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用などの災害に関連したやむを得ない支出をいいます。	所得税及び復興特別所得税の軽減額等は次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>その年分の所得金額</th> <th>所得税及び復興特別所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収証を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。</li> <li>○ 雑損控除の金額について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間繰り越して各年分の所得金額から控除することができます。</li> <li>○ 災害関連支出のうち、①災害により生じた土砂などを除去するための支出、②住宅や家財などの原状回復のための支出(資産が受けた損害部分を除きます。)、③住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年以内(大規模な災害の場合には、災害のやんだ日から3年以内)に支出したものが対象となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則として損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の人に限ります。</li> <li>○ この措置の適用を受けるためには、確定申告書等に適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額(※2)を記載する必要があります。</li> </ul>								

※1 生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。

※2 資産に生じた損害の金額から保険金や損害賠償金などによって補填される金額を控除した金額をいいます。

## 2 雑損控除の適用における「損失額の合理的な計算方法」

雑損控除の適用において、災害により被害を受けた住宅や家財、車両の損失額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価額を基として計算することとされていますが、損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の「損失額の合理的な計算方法」により計算して差し支えありません。

### (1) 住宅に対する損失額の計算

#### ① 取得価額が明らかな場合

住宅の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額 (注3、4)} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費 (注1)}) \times \text{被害割合 (注2)}$$

(注) 1 減価償却費の計算は、次のとおりです (以下同じです。)

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数 (1年未満の端数は、6月以上は1年、6月未満は切り捨てます。)}$$

なお、償却率は参考「住宅の償却率 (旧定額法)」及び「自動車の償却率 (旧定額法)」をご参照ください。

- 2 被害割合については、被害状況に応じて、別表3「被害割合表」により求めた被害割合とします (以下同じです。)
- 3 保険金、共済金及び損害賠償金等で補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります (以下同じです。)
- 4 損失額には、損害を受けた住宅等の原状回復費用 (修繕費) が含まれます (以下同じです。)

#### ② 取得価額が明らかでない場合

住宅の所在する地域及び構造の別に応じて、別表1「地域別・構造別の工事費用表」により求めた住宅の1㎡当たりの工事費用に、その住宅の総床面積 (事業用部分を除きます。) を乗じた金額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = [(\text{1㎡当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費}] \times \text{被害割合}$$

- (注) 1 別表1「地域別・構造別の工事費用表」について、該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用として差し支えありません。
- 2 減価償却費は、(1㎡当たりの工事費用×総床面積) を住宅の取得価額として、上記① (注) 1と同様に計算します。

## (2) 家財に対する損失額の計算（生活に通常必要な動産で、(3)に該当するものを除きます。）

### ① 取得価額が明らかな場合

各家財の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

### ② 取得価額が明らかでない場合

家族構成等の別に応じて、別表2「家族構成別家財評価額」により求めた家族構成別家財評価額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家財評価額} \times \text{被害割合}$$

## (3) 車両に対する損失額の計算

生活に通常必要な車両に限り、その車両の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

(注) 車両は、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。

生活に通常必要であるかどうかについては、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が、専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することになります。

## 3 所得税及び復興特別所得税の確定申告手続に必要な書類等

平成28年分の確定申告時には、次のような書類等が必要となります。

- ① 被害を受けた資産の明細（資産の内容、取得時期、取得価額）の分かるもの
- ② 被害を受けた資産の取壊費用、除去費用その他これらに類する費用で、被害に関連して支出した金額の明細の分かるもの及び領収証
- ③ 被害があったことによって受け取る保険金、損害賠償金等の金額が分かるもの
- ④ ご自分の所得金額の計算に必要な書類（給与所得者の方の場合には、損害を受けた年分（平成28年分）の給与所得の源泉徴収票（原本に限りませ。））
- ⑤ 所得税及び復興特別所得税が還付となる方は、還付金振込先の口座番号（ご本人名義の口座に限ります。）
- ⑥ 印鑑
- ⑦ 市町村から「被災証明書」の交付を受けている場合には、同証明書
- ⑧ 本人確認書類（①マイナンバーカード（個人番号カード）又は②通知カード及び運転免許証など）

**別表1** 地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり） 【平成28年分用】

構造 県名	木 造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄 骨 造
	千円	千円	千円	千円
茨 城	(163)	(156)	(224)	(200)
栃 木	(163)	(171)	(224)	(202)
群 馬	(164)	(206)	(227)	(201)
埼 玉	(160)	235	250	223
新 潟	167	(-)	232	(196)
長 野	182	(88)	(167)	(198)
全国平均	166	233	232	219

(注) 該当する県の工事費用が全国平均を下回る場合（かっこ書き）については、全国平均の工事費用を用いて差し支えありません。

**別表2** 家族構成別家財評価額

世帯主の年齢 歳	夫 婦 万円	独 身 万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注) 大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。

**別表3** 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘 要	
			住 宅	家 財		
損	全壊・流出・埋没・倒壊		%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合をいいます。	
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100		住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合をいいます。
	半 壊		50	50		住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合をいいます。
壊	一 部 破 損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合をいいます。	
	浸	床 上 1.5m以上	平 屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかっこ書きの割合を使用します。 なお、長期浸水（24時間以上）の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。
二階建以上			55 (40)	85 (70)		
床 上 1m以上 1.5m未満		平 屋	75 (60)	100 (100)		
		二階建以上	50 (35)	85 (70)		
床 上 50cm以上 1m未満		平 屋	60 (45)	90 (75)		
		二階建以上	45 (30)	70 (55)		
水	床 上 50cm未満	平 屋	40 (25)	55 (40)	・床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)		
	床 下	15 (0)	-			

(注) 1 「全壊」には「全焼」を含み、「半壊」には「半焼」を含みます。  
2 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、水没などで「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

**参考** 住宅の償却率（旧定額法）

建物の構造	耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	70年	0.015
れんが造、石造又はブロック造	57年	0.018
金 属 造	骨格材の肉厚 4mm超	51年 0.020
	骨格材の肉厚 3mm超 4mm以下	40年 0.025
	骨格材の肉厚 3mm以下	28年 0.036
木造又は合成樹脂造	33年	0.031
木骨モルタル造	30年	0.034

自動車の償却率（旧定額法）

種 別	耐用年数	償却率
普通自動車	9年	0.111
軽自動車 (総排気量660cc以下のもの)	6年	0.166

(注) 1. 耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものとなっています。  
2. 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

# 平成 28 年新潟県糸魚川市における大規模火災

## による被害を受けられた皆様へ

—県税の取扱いについてのお知らせ—

平成 28 年 12 月  
上越地域振興局県税部

平成 28 年新潟県糸魚川市における大規模火災による被害を受けられた皆様には心からお見舞い申し上げます。

新潟県では、災害を受けられた皆様に対する県税の特例措置として、「減免」、「納税の猶予」、「申告・納税の期限延長」の制度を設けています。

制度の詳しい内容や申請手続、その他納税に関する相談等については、下記の窓口へおたずねください。

### ※ 特例措置の概要

#### 1 減免

災害により納税することが困難であると認められる一定の場合に、県税の全部又は一部を免除するものです。税の種類により減免の要件が定められています。（個人事業税、自動車税、狩猟税については、災害を受けた日の属する年度において、災害を受けた日以後に納期限が来る税額がない場合は、翌年度分の税額が減免の対象になります。詳しくは裏面をご覧ください）

#### 2 納税の猶予

災害により、県税を一時に納税することが困難となった場合は、県税の納税を猶予する制度を設けています。この制度は、原則として1年以内の期間（状況に応じて更に1年を限度として延長も可能です）で納税を猶予するものです。

#### 3 申告・納税の期限延長

災害により、県税に関する申告や申請、納税等を定められた期限までにできないときに、一定の期間、本人の申請により、その期限を延長するものです。

#### 【お問い合わせ窓口・電話番号】

不動産取得税	上越地域振興局県税部	025-526-9305
法人・個人事業税等	〃	025-526-9306
自動車税、納税の猶予等	〃 糸魚川収税課	025-553-1849
自動車取得税	新潟県庁税務課業務第2係	025-280-5051

## (減免の概要)

	減免の対象となる場合	減免の割合	申請期限
個人 事業税	・所有している事業用資産の損害額（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く）が、その資産の価格の2分の1以上で、前年中の事業の所得金額が1,000万円以下であるとき	前年中の事業の所得金額に応じて一定額～全額	納税通知書に記載された納期限まで
	・所有している住宅または家財の損害額（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く）が、その住宅等の価格の2分の1以上で、前年中の合計所得金額が500万円以下であるとき	住宅等の価格に占める損害額の割合に応じて一定額～全額	
不動産 取得税	・建物等を取得した直後に、その建物等が災害を受けて損壊したとき	被災した建物等の価格に応じて一定額～全額	納税通知書に記載された納期限の7日前まで
	・災害にあった建物等の代替りのものを、一定期間内（住宅は5年、非住宅は3年以内）に取得したとき		
自動車 取得税	・自動車の取得の日から1か月以内に災害を受けて、使用できなくなったとき	全額	概ね2か月以内
	・災害を受けた自動車の代替りのものを、災害を受けた日から6か月以内に取得したとき	被災した自動車の価額に応じて一定額～全額	申告（登録）の時
自動車税	・自己所有の自動車（軽自動車を除く）が災害を受けて損壊し、当該自動車の税額（県税条例第59条で定める税額）の4倍を超える修繕費（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く）を要したとき	1/2	納税通知書に記載された納期限の7日前まで
	<p>なお、軽自動車については、お住まいの市町村にお問い合わせください。</p> <p>(注) 自動車税の減額について          抹消登録（廃車）した場合は、自動車税の一部が減額されますので、災害により自動車を使用できなくなったときは、早めに抹消登録の手続を行ってください。          また、災害により修理不能なほど損壊した自動車に抹消登録が困難な場合は、申立書を提出することにより、自動車税の減額を受けられる場合があります。</p>		
狩猟税	・所有している住宅又は家財の損害額（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く）が、その住宅等の価格の10分の3以上で、前年中の合計所得金額が500万円以下であるとき	税額に応じて一定額	申告の時



# 糸魚川市地域たすけあい ボランティアセンター がお手伝いしています

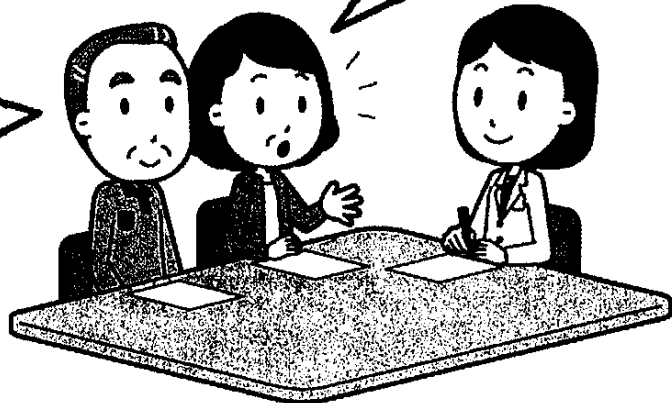
無料

## 大切なものを探したい

市によるガレキ撤去の前でも、後でも  
大切なものを探すことはできます。  
まずはご相談ください。

避難先の周りの  
ことがわからない

介護の環境  
が変わって  
しまった



- ・市の社会福祉協議会の職員が、お困りごとをお聞きします。
- ・探しものだけでなく、避難生活を送るうえでの相談もお受けします。
- ・どんなことも遠慮なくご相談ください。

## お問い合わせ先

糸魚川市地域たすけあいボランティアセンター

(運営主体:糸魚川市社会福祉協議会)

【住所】一の宮1-2-1 (市民会館1階・物資配布場所となり)

【電話】080-5799-5981 (お困りごと相談専用 9:00~17:00)

いずれかに○印をつけてください

ガレキ撤去後の思い出の品探しのお手伝い		・希望する	・希望しない
氏名			
連絡先			

※知りえた個人の情報は、当センターの活動にのみ使用させていただきます。

# 手続きや制度の こんなご相談は 弁護士さんが お聞きしています

無料

- 火災保険の手続きがわからない
- そもそも保険に入っていない
- 土地権利書や車検証が燃えてしまった
- 市などからの援助の制度が知りたい
- 融資の話聞いたけど信じていいの？
- 隣との境がわからなくなってしまった
- 借地での商売を再開していいの？

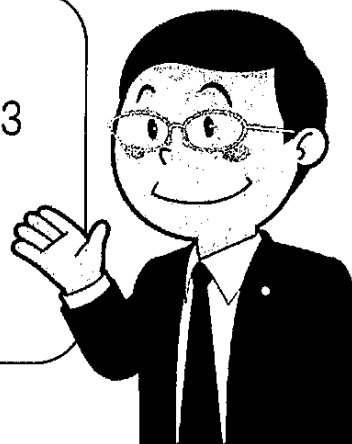
**お問い合わせ先：新潟県弁護士会**

【住所】新潟市中央区西堀前通1番町703

【電話】025-222-5533

無料相談を受け付けています。

お気軽にお電話ください。



お困りのことを記入してください

# 支援物資提供のご案内

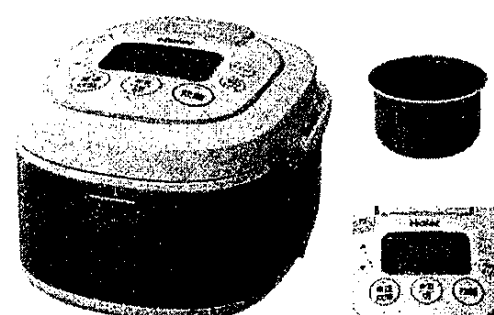
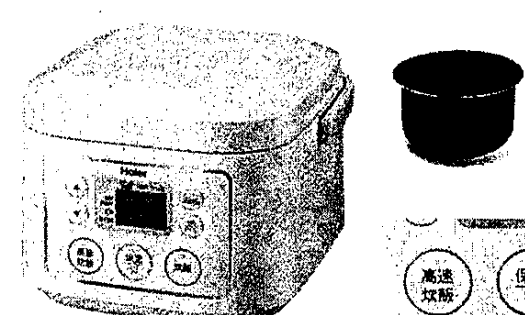
この度の災害に際しまして、家電メーカーのハイアールジャパンセールス株式会社様より炊飯器のご提供の申し入れがありました。

ご提供いただける炊飯器は5.5合炊きと3合炊きの2種類で、どちらかを世帯に1台配布いたします。

配布を希望される場合はどちらかの炊飯器に○を、希望されない場合は「希望しない」に○を記入して下さい。

希望する場合は、どちらかに○を記入して下さい。



<p><b>5.5合炊きマイコンジャー炊飯器 JJ-M55B</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本格派極厚釜 大火力650Wの全面加熱</li> <li>・ 3mm極厚釜と大火力全面加熱で冷凍コースも旨い！</li> <li>・ 旨みを引き出す「ツイン温度センサー」搭載</li> <li>・ 見やすく使いやすい「天面操作パネル」</li> <li>・ 便利で多彩な10種類の炊飯コースを搭載！</li> </ul>	<p><b>3合炊きマイコンジャー炊飯器 JJ-M30C</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボタンひとつで高速炊飯、シンプル機能で操作が簡単</li> <li>・ ごはんがおいしく炊ける「2mm厚フッ素塗装黒釜」</li> <li>・ 小世帯にぴったり！</li> <li>・ 玄米・発芽玄米・分づき米も炊ける「ヘルシーメニュー」充実</li> </ul>

配布を希望されない場合は、こちらに○を記入して下さい。



	希望しない
--	-------

氏名

連絡先

住所

希望いただいた炊飯器は、1月22日(日)以降、別途連絡し、お渡しいたします。

# 大丈夫ですか？こころの健康

糸魚川市健康増進課

災害のように大変強いストレスにさらされると、程度の差はあっても、誰でも次のようなさまざまな心身の反応や状況が現れます。

## 感情面

- ①感情がうごかなくなる
- ②強い恐怖・不安
- ③不眠・夜中に目が覚める
- ④孤独感・罪悪感
- ⑤いらいら・怒り

## 思考面

- ①集中できない
- ②思考力の減退、混乱
- ③忘れっぽい、覚えられない
- ④判断力・決断力の低下
- ⑤無気力

## さまざまな ストレス反応

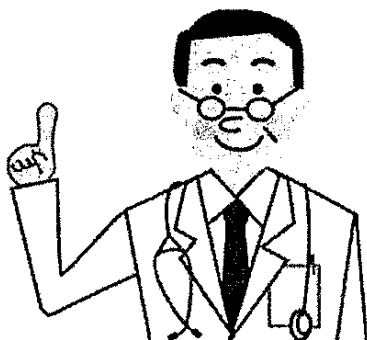
## 行動面

- ①怒りっぽくなる
- ②興奮、取り乱す
- ③閉じこもり
- ④飲酒や喫煙の増加
- ⑤生活が不規則になる

## 身体面

- ①頭痛・肩こり
- ②手足のだるさ
- ③胃のもたれ・下痢便秘
- ④息苦しさ
- ⑤食欲不振

時間の経過とともに、次第に落ちつきを取りもどしていきますが、回復にかかる時間は人それぞれです。

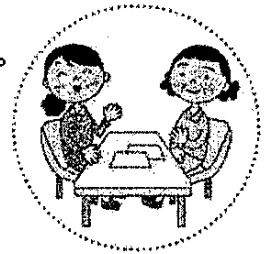


マイペースで、ゆっくり元気を  
取りもどしましょう。  
しかし、心配事やつらい症状が続くときは  
我慢せずに早めに相談しましょう。

相談窓口は裏面に

被災者の皆様へ

気分の落ち込みや不眠、体調不良など、いつでもご相談ください。



## 【定期相談会】

### ○こころの健康相談会（精神科医による相談会）

日 時	会 場	要予約・申込締切日
平成 29 年 1 月 2 4 日（火） 午後 1 時 30 分～3 時	こころの総合ケアセンター （南寺町 1-1-6）	1 月 20 日（金）
平成 29 年 2 月 2 4 日（金） 午後 1 時 30 分～4 時		2 月 21 日（火）
平成 29 年 3 月 1 4 日（火） 午後 1 時 30 分～3 時		3 月 10 日（金）

\*申込先 健康増進課 ☎552-1511（代）

### ○夕方版こころの健康相談会（精神保健福祉士による相談会）

日 時	会 場	要予約・申込締切日
平成 29 年 1 月 1 8 日（水） 午後 5 時～7 時	糸魚川地域振興局 健康福祉部地域保健課 （南押上 1-15-1）	当日正午まで
平成 29 年 2 月 1 5 日（水） 午後 5 時～7 時		
平成 29 年 3 月 1 5 日（水） 午後 5 時～7 時		

\*申込先 糸魚川地域振興局 ☎553-1936

### ○健康相談会（保健師・看護師・栄養士による相談会）

日 時	会 場	要予約・申込締切日
平成 29 年 1 月 1 6 日（月） 午前 9 時～11 時	糸魚川保健センター （南寺町 1-1-7）	申込不要
平成 29 年 2 月 6 日（月） 午前 9 時～11 時		
平成 29 年 3 月 1 日（水） 午前 9 時～11 時		

【随時相談】（まずはお電話ください。ご希望により訪問相談を行います）

○糸魚川市役所健康増進課 ☎ 552-1511（代）

○糸魚川地域振興局地域保健課 ☎ 553-1936

○新潟県こころの相談ダイヤル ☎ 075-783-025（24 時間対応）



# 楽しい吹奏楽の集い 第43回

日時 平成29年

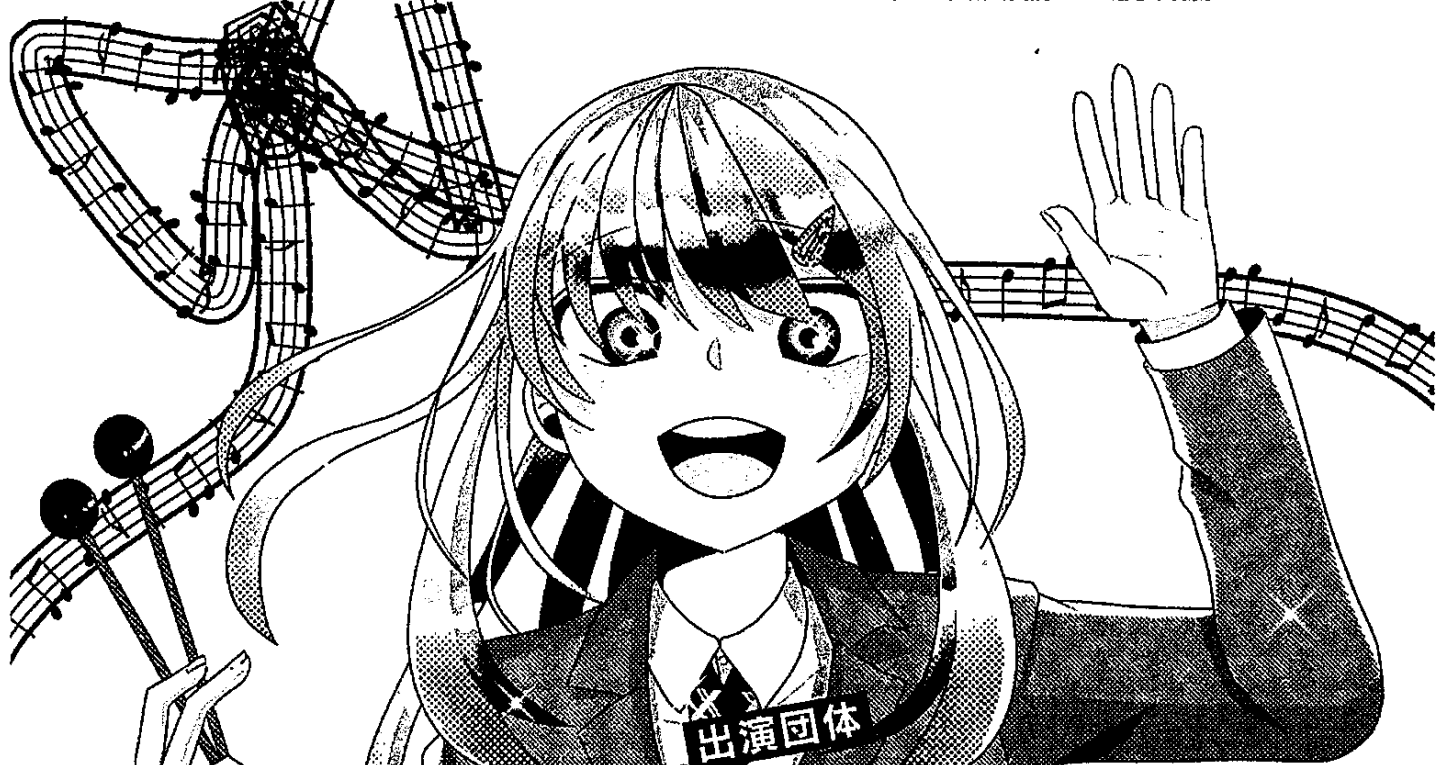
会場 糸魚川市民会館大ホール

1/29日

開場/13:00 開演/13:30

入場料 ▶前売券/500円  
(全席自由) ▶当日券/600円

プレイガイド 糸魚川/糸魚川市民会館  
青 海/青海総合文化会館  
能 生/能生事務所(能生生涯学習係)



出演団体

- 糸魚川中学校
- 糸魚川東中学校
- 青海中学校
- 能生中学校
- 糸魚川高校
- 糸魚川白嶺高校
- 海洋高校
- 糸魚川吹奏楽団

このたびの駅北大火において  
被災された皆さまには  
謹んでお見舞い申し上げます。  
このチラシをお持ちくだされば  
**入場無料** とさせていただきます。  
ぜひご鑑賞ください。

糸魚川市内の中学校・高校の吹奏楽部が大集合!  
糸魚川吹奏楽団による素晴らしい演奏もあります!  
ラストの合同演奏は、客演指揮 建部知弘氏による  
**迫力のステージ!!是非、ご来場ください!!**

主催/楽しい吹奏楽の集い実行委員会・糸魚川市民会館  
共催/糸魚川吹奏楽連絡協議会  
後援/糸魚川市・糸魚川市教育委員会・糸魚川市文化協会・能生音楽協会

罹災年月日 平成28年12月22日

建物火災内容物損害調査

品名	購入年	価格	品名	購入年	価格

※記入方法

家電類(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、ストーブなど) 家具類(テーブル、ソファ、タンスなど) 寝具等の身の回りのもの、骨董品、美術品、趣味娯楽用品など 仕事や店舗で使用している物品 その他、ご家庭や会社にあったもので思い出せるもの(何でも記入してください。)

購入年は分かる程度で結構です。テレビの地デジ化が平成23年でしたので、その年を基準に判断していただくとう分かりやすいかと思います。年月日が分からないものは5年以上前、10年以上前と記入で結構です。金額は適当な額で結構です。不明な場合は当時の平均価格で査定させていただきますので不明と記入してください。ただし、会社などの専門的な物品は金額の記入をお願いします。提出は市役所市民課もしくは消防本部予防課までお持ちいただくか、郵送の場合は消防本部予防課までお願いします。(1月25日位までに) 記入に不明な場合は消防本部予防課(電話553-0119)までご連絡ください。

以下、分かれば記入をお願いします。  
建物建築年月日： 年 月 日  
建築価格： 円

【リフォーム歴】  
リフォーム年月日： 年 月 日  
リフォーム内容：  
リフォーム価格： 円

罹災住所：  
氏名：  
連絡先：

# 弁護士会 NEWS



No.3 保険金請求の流れと記録のポイント



Q1. 火災保険の保険金請求の手続きの流れを教えてください。

- A1. ① 被災状況の記録（※ここがポイント!!→Q2参照）  
② 保険会社や共済組合等に連絡  
③ 被災証明書その他の必要書類を準備  
④ 保険会社等との面談、損害調査など… となります。

Q2. 保険金請求のための①「被災状況の記録」のポイントを教えてください。

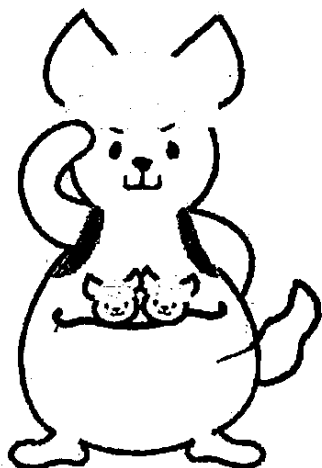
A2. 写真撮影の際に、以下のポイントを押さえてメモしておきましょう。

※建物について⇒ 焼損の場所・程度・面積、柱や壁など建物の主な構造の確認 +写真

※家財について⇒ 燃え残っていればその状態の確認を。燃え残っていなければ家財の品名（洗濯機、冷蔵庫など）・メーカー・材質・数などをメモする。+写真  
(保険会社との相談が必要になることも！)

※土地について⇒ 隣家との境があいまいな場合、塀や杭、建物の基礎など境の目印はそのままにする。

だれの、どの土地との境目なのかがわかるよう角度を変えて何枚も写真撮影するのがポイント！



お困りの際は、下記へお電話ください。

(弁護士による「無料なんでも相談」をご案内いたします)

糸魚川大規模火災については「無料なんでも相談」実施中！  
お問合せ先：新潟県弁護士会 ☎025-222-5533



# 弁護士会 NEWS



## NO. 2 被災者の皆さんのための Q&A



**Q1. 今回、被災しました。ボランティアの方々がたくさん来てくれるのはとてもありがたいです。ただ、人の出入りが激しく、知らない人も多いため、少し不安です。**

A1. 多くの人の善意は本当にありがたいものです。ただし、被災地では残念ながらボランティアを装った窃盗などをする人たちもいます。ボランティアセンターによる登録を受けた正式なボランティアであるかを証明するためのビブスや身分証などの確認を求めることが必要なケースもあるでしょう。また、マスコミの出入りもあります。取材を求められることもあるかもしれませんが、不快・不安なときは、はっきり断つかまいません。

**Q2. がれき撤去作業のために、私の土地に、ボランティアの方々が自由に立ち入ることを認めないといけないでしょうか。**

A2. ボランティアは、所有者の同意を得て私有地に立ち入ることが前提です。あなたの土地に勝手に立ち入ることはありませんので、ご安心ください。もっとも、撤去作業を円滑に進めるためには、ある程度立ち入りを許容すべき場合もあるでしょう。一日も早く元の街並みを取り戻すため、みんなで協力し合っていきましょう。

**Q3. 建物の撤去中、私の自宅建物が崩れ、ボランティアの方が怪我をしまいました。私は、治療費等を支払う義務があるのでしょうか。**

A3. 治療費等を支払う義務を負うことは考えにくいでしょう。正式な登録を受けたボランティアは、「ボランティア活動保険」に加入しており、保険による治療費等の補償が受けられますので、基本的には心配する必要はありません。また、被災者は、個々のボランティアとは、（治療費等の支払い義務が発生する根拠となるような）直接の契約関係はありません。さらに、建物所有者としての設置や保存に瑕疵があることによる責任（土地工作物責任）が生じる可能性が考えられますが、災害が原因で建物が倒壊したため、建物の設置や保存に瑕疵があることは困難です。

お困りの際は、下記へご相談ください。



糸魚川大規模火災については「無料なんでも相談」実施中！  
お問合せ先：新潟県弁護士会 ☎025-222-5533